「差別落書き」を追放しましょう

◆差別落書きとは

特定の個人やある集団に対して、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」といいます。

そのため「差別落書き」は、刑法の侮辱罪や名誉きそん罪の対象となる重大な犯罪です。

◆差別落書きは新たな差別を生み出します

「差別落書き」は、そのまま放置されれば、見た人に新たな差別意識を植えつ け、差別を助長する恐れがあります。

そのため、「差別落書き」を発見した場合は、次のような対応をお願いします。

「差別落書き」を発見した場合は

すぐに、<u>市人権・部落差別解消推進課</u>や施設の管理者に連絡してください。

市人権·部落差別解消推進課 電話(直通) **22** — **8017**

[夜間及び休日(代表) 23-3111]

※発見時の状況等、お聞きすることがありますので、ご協力をお願いします。

日田市人権 · 部落差別解消推進課